

公益社団法人宇都宮青年会議所

2015年度

公益運営マニュアル

公益社団法人宇都宮青年会議所

法令会計審査局

目次

1. はじめに	P3
1.1 公益社団法人と	
2. 公益目的事業の立案と実施について	P4
2.1 事業の公益性の判断	
3. 公益目的事業計画シート並びに報告シートについて	P5
3.1 「公益目的事業比率50%以上」の確認	
3.2 公益目的事業計画シート 提出の流れ	
3.3 公益目的事業報告シート 提出の流れ	
3.4 県提出用事業計画書並びに公益報告シート記載マニュアル	
4. 資料の提出先および担当者窓口連絡先	P11
5.1 公益目的事業計画シート並びに報告シートの提出先	
5.2 担当者連絡先	
5. 公益社団法人運営においてよくある質問	P12

1. はじめに

宇都宮 JC は公益社団法人です。そのため、事業の計画並びに報告についての書類作成と提出が必要となります。

我々の事業が公益性を満たす為にも、本マニュアルの趣旨をご理解いただき、円滑な組織運営にご協力をお願いいたします。

1.1 公益社団法人とは

公益社団法人とは「公益目的事業比率が総予算の 50 %以上」を満たしている団体のことです。つまり、公益社団法人としてみなされる為には、予算並びに決算において、公益目的事業費が管理費を含む総支出額の 50 %以上を占めなければなりません。

公益目的事業比率が予算(並びに決算)の段階で50%以上の団体 = 公益社団法人

本マニュアルでは宇都宮青年会議所の事業が「法定」の「要伴」をどうすれば満たせるのかを、区分(A)区分(B)毎に説明致します。

2. 公益目的事業の立案と実施について

2.1 事業の公益性の判断

公益社団法人が事業を開催する場合、その事業が公益目的事業であるかどうかを判断しなければなりません。公益目的事業として認定される為には、区分(A)かつ区分(B)の条件を満たす事が制度上必要であり、区分(A)もしくは区分(B)では公益目的事業に該当しませんのでご注意ください。

公益目的事業について

「公益目的事業」の定義（公益法人確定法第2条第4号）

A

学術、技芸、纂善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、

B

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

公益法人認定法 別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 陣審者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは 犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事務
-
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

Bについて

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になってないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

※事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断することとなる。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	...
展示	...
施設貸与	...
...	...

検査 検定	<input type="radio"/> 不特定多数の利益増進への寄与を明示？
	<input type="radio"/> 検査検定の基準を公表？
	...

3 公益目的事業計画シート並びに報告シートについて

3.1 「公益目的事業比率 50%以上」の確認

公益社団法人とは「公益目的事業比率 50%以上」を満たしている団体であり、それを満たせないと公益社団法人格の認定取り消しという事態につながる怖れがあります。

公益認定法別表の事業(区分(A)について)

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
6. 公衆衛生の向上を目的とする事業
7. 児童又は青少年の健全の育成を目的とする事業
8. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性の涵養を目的とする事業
10. 犯罪防止又は治安の維持を目的とする事業
11. 事故又は災害の防止を目的とする事業
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止を目的とする事業
13. 思想及び良心の自由、信仰の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15. 国際相互理解の促進及び発展途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23. 上記のほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

3.2 事業計画シート 提出の流れ

2015年度に行う全ての事業について県提出事業計画書を2014年11月始めまでに提出してください。

【2014年11月1日まで】

事業計画シート提出（事業を行うすべての委員会が対象）

3.3 公益目的事業報告シート 提出の流れ

2015年度に行った全ての事業について事業報告シートを2015年12月19日までに提出してください。

【2015年1月1日以降】

公益目的事業実施

↓

【2015年12月19日まで】

法令会計審査局

3.4 県提出用事業計画書並びに公益報告シート記載マニュアル

事業計画シート 【記入例】

2015 年度	公益目的事業			事業計画書	
所属	公益社団法人宇都宮青年会議所				
委員会名	○○委員会	委員長	○○ ○○	作成日	2015 年 10 月 27 日
事業名称	対外各種例会 事業の PR 事業	副理事長 専務理事	○○ ○○	確認日	
事業対象者	一般市民				
事業目的	公益社団法人宇都宮青年会議所は公益目的含む各種事業を行います。この PR 事業は、各事業の最大効果をめざし、各回対象となる一般市民の方々に広く事業実施を知らしめるために行います。				
事業の概要	事業概要記入				
参加動員数	各回設定の目標動員人数				
実施日時	2015 年○月より○月まで。	実施場所	宇都宮市を中心として県内各地		
不特定多数の参加機会の確保の有無具体的な方法		無し(各種事業の不特定多数の参加機会を確保することを目的としているため。)			
事業該当番号	1	1・まちづくり事業	2・その他公益事業	3・会員研修事業	
		4・親善連携事業	5・運営一般事業		
分類	4	1・講座、セミナー、育成	2・体験活動等	3・調査・資料収集	
		4・キャンペーン・○○月間	5・展示会・ショー	6・表彰・コンクール	
		7・競技会	8・その他		

分類の チェック事項	本事業では、各地でポスターの掲示やチラシの配布、またメディアを介した広告宣伝を行いPRをすることで、多くの人の参加を増進するものである。各事業への宣伝であり、何らかの販売促進や他の宣伝は行わない。上記の方法での広告宣伝は不特定多数の市民が不公平なく情報を知ることができる。						
公益事業該当 理由	本事業は 各事業への参加人数 の向上を図るために PR活動 を実施するものであって 各事業への参加促進 を通じて 宇都宮のまちづくりの発展 に寄与する点において 公益目的事業に該当いたします。						
	予算	内部事業資 金	¥400,000	外部導入資 金	¥0	合計	¥400,000
	その他の説明						

事業報告シート【記入例】

2015 年度		公益目的事業			事業計画書	
所属	公益社団法人宇都宮青年会議所					
委員会名	法令会計審査会議	委員長	渡邊 泰行	作成日	報告書作成日記入	
事業名称	対外各種例会 事業の PR 事業	副理事長 専務理事	中島 崇	確認日		
事業対象者	一般市民					
事業目的	公益社団法人宇都宮青年会議所は公益目的含む各種事業を行います。この PR 事業は、各事業の最大効果をめざし、各回対象となる一般市民の方々に広く事業実施を知らしめるために行います。					
事業の概要	事業概要記入					
参加動員数	実動員人数					
実施日時	2015 年〇月より〇月まで。	実施場所	宇都宮市を中心として県内各地			
不特定多数の参加機会の確保の有無具体的な方法		無し(各種事業の不特定多数の参加機会を確保することを目的としているため。)				
事業該当番号	1	1・まちづくり事業	2・その他公益事業	3・会員研修事業		
		4・親善連携事業	5・運営一般事業			
分類	4	1・講座、セミナー、育成	2・体験活動等	3・調査・資料収集		
		4・キャンペーン・〇〇月間	5・展示会・ショー	6・表彰・コンクール		
		7・競技会	8・その他			

分類のチェック事項	本事業では、各地でポスターの掲示やチラシの配布、またメディアを介した広告宣伝を行いPRをすることで、多くの人の参加を増進するものである。各事業への宣伝であり、何らかの販売促進や他の宣伝は行わない。上記の方法での広告宣伝は不特定多数の市民が不公平なく情報を知ることができる。						
公益事業該当理由	本事業は 各事業への参加人数 の向上を図るために PR活動 を実施するものであって 各事業への参加促進 を通じて 宇都宮のまちづくりの発展 に寄与する点において 公益目的事業に該当いたします。						
	予算	内部事業資金	¥400,000	外部導入資金	¥0	合計	¥400,000
	その他の説明						

4. 資料の提出先および担当者連絡先

4.1 公益目的事業計画シート並びに報告シートの提出先

事業計画シート並びに報告シートの提出先は下記アドレスになります。

2015hourei-kaikei-shinsa@googlegroups.com

4.2 担当者連絡先

公益社団法人宇都宮青年会議所
2015年度 法令会計審局 局長 豊崎 道教

電話 : 080-1073-8369
e-mail : 2015hourei-kaikei-shinsa@googlegroups.com

以下に「公益社団法人の運営においてよくある質問」を掲載しております。参考にしてください。

5. 公益社団法人の運営においてよくある質問

(1) 公益目的事業しかできないのか？

→公益社団法人だからといって公益目的事業しかできないということはありません。公益目的事業比率が50%を超えると、公益目的事業以外の事業を行なうことは全く問題ありません。

(2) そもそも公益とその他事業の分け方は？

→公益目的事業は、定款で事業として定めた範囲内の事業となります。定款に記載されていない事業は仮に法令上の公益目的事業として成り立っていても、その他事業として扱われ、公益目的事業比率にはカウントされないことになりますので注意が必要です。

(4) 公益目的事業の実施にあたり、注意することはあるか？

→「不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与」しているかどうかということを考慮しなければなりません。

(5) 計画していない事業は行なうことができないのか？

→事前に担当常任にご連絡いただき、その上で当会議へご相談ください。もし突発的な事業を行なった際は、必ずその事業報告書を作成し、なぜ事前に計画できなかったのかを合わせて記録を残すようにしてください。

(6) 参加者の数は関係あるのか？

→参加者がJCメンバーのみで、一般参加者が少ない場合は、メンバー対象事業とみなされ、公益目的事業とは認められない恐れがあります。一般参加者が全参加者の半数以上であることが望ましいと考えられていますが、2割程度でもよいとされています。ただし、研修Aが事業Bの質を高めるものであれば、事業Bに含めることも可能です。

(7) 公益目的事業を行うにあたり、公募したところで一般参加者が少ないと思われるが？

→まずは一般参加者が見込める広報活動を検討してください。また、実施しようとする公益目的事業が参加者を何らかの理由で限定している場合で、目的に照らし合理的な理由があれば公益目的事業と判定されます。

(8) 事業に料金はとっていいのか？

→料金をとること自体には問題ありませんが、その額については収支相償の観点からの注意が必要です。

(9) 飲食を伴うものや、懇親会は公益事業か？

→一概には断定できませんが、一般の方が参加しないような飲食・懇親会は公益目的事業とすることは非常に難しくなります。一般の方も参加できるような物産展（たからいち形式）などを考えてみてください。

(10) 研修事業を公益事業にするにはどうしたらよいか？

→その研修事業の目的が公益目的であり、広報などを行うことで一般の方も参加できるようにしてください。

(11) 広報の費用は公益目的事業か？

→公益目的事業のための広報であればその広報費は公益目的事業のための費用となります。

(12) 印刷費用は公益目的事業比率に加算できるか？

→公益目的事業のための印刷費用ということであれば公益目的事業費として計上し、公益目的事業比率に加算できます。

(13) 選挙などの当初は予定していなかった事業（例えば公開討論会）の予算はどうなるか？

→J Cが行う公開討論会は、原則として公益目的事業とすると考えます。その事業年度に選挙等が行われると予想されるのであれば、予算計上しておいてもかまいません。

(14) 事業がかわるとどうなるか？

→事業の変わり方によりますので、事前に当会議へご相談ください。

(15) 予算の段階で、助成金を計上してもいいのか？

→助成金は本来的には採択されないと貰えないので、貰えなかつた場合は、公益目的事業比率を押し下げる要因となることに注意しておく必要がありますが、計上しておいた方がよいでしょう。

(16) 計画書の予算と決算が大きく変わった場合、どうなるのか？

→公益目的事業費が大幅に下がると、公益目的事業比率、遊休財産規制、収支相償にかかる可能性がありますので、極力当初の予算通りの執行を目指してください。

→その他事業の事業費が下がる分には、公益目的事業比率を押し上げる要因になりますので、他の事業費がさがる分には構いません。ただし、予算オーバーの場合は公益目的事業比率を押下げことになりますので、そのような事態は避けてください。

以上